

新規就農者育成総合対策（就農準備資金） 申請前チェック表

令和6年9月
(公社)みやぎ農業振興公社
宮城県農業大学校

1. 就農準備資金とは

一定の要件を満たす方を対象に、就農前の研修段階から生活費や所得を支援するため、国（農林水産省）が年間150万円（最長2年間）を交付する制度で、みやぎ農業振興公社が交付主体となっています。
※宮城県農業大学校の学生の場合、卒業年度の3月分は交付対象外となります。（卒業年度は、最大11か月分の交付となります。）

2. チェック表（申請時には、(1)～(6)全てにチェックが入る必要があります。）

*研修終了後1年以内に原則49歳以下で独立・自営就農又は農業法人等へ雇用就農する方で、以下の要件を全て満たしていること。

(1)新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等審査会において研修計画が適当と認められる必要がある。

・就農5年後の自分が行う農業のイメージを持ち、計画書に就農ビジョンを記載できる。	
--	--

(2)独立・自営就農または雇用就農（農業法人等への就職）または親元での就農を目指すことが家族内で共有されている。

*希望する就農形態を下記（就農形態（A～C））から選択して下さい。

A 独立自営の場合 1年以内に、経営主として農地の耕作権を持ち、自分名義で農産物を出荷し、申告を行うこと。	
B 雇用就農の場合 希望する又はイメージする雇用先がある。	
C 親元就農の場合（就農後5年以内に下記のうち一つを達成）	
①親の経営の全体を継承する（受給者本人が経営主になる） ・家の農業に係る申告名義を受給者名義とする（JAの販売名義、銀行口座名義すべて） ・農地の耕作権を受給者名義とする（所有権までは求めない）	
②農業法人の共同経営者になる（受給者本人が法人の役員になる）	
③親の農業経営とは別に新たな部門を開始する（独立自営就農と同じ）	

(3)前年の世帯所得（親子及び配偶者の範囲）が600万円以下である。

「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。ただし、生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が判断する場合、採択は可能である。

(4)連帯保証人2人を準備することができる。
(うち1人は同一世帯でない者。うち1人は宮城県内に居住する者。)

申請時、連帯保証人の資産状況がわかる書類（所得証明書、源泉徴収票、確定申告書の控えのいずれかと、預貯金残高証明書）を添付する。資産等金額の合計は、交付金申請額を上回ること。

(5)日本学生支援機構における奨学金（給付型）及びみやぎ農業振興公社奨学金は受給していない。

(6)研修終了後、1年以内に(2)で選択した就農形態で就農できない場合は、交付された金額を一括返還する必要がある事を理解している。

3. 注意事項

例年、申請の受付は夏頃から始まり、審査会を経て交付の有無が決定され、その後、年間2回に分けて資金が交付されます。従って、1回目の資金受け取りは9月以降となりますので、御留意願います。